

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第8号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号ニ及び別表第3（に）欄の5の項の規定による指定図の写しの送付を受けたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年11月11日

寒川町長 木村 俊雄

1. 指定する区域

海老名市、高座郡寒川町及び足柄上郡中井町の都市計画区域内の用途地域の指定のない区域の各一部

2. 指定する容積率の数値

10分の10

3. 指定する建蔽率の数値

10分の5

4. 指定する建築物の各部分の高さに対する数値

（1）前面道路の反対側の境界線からの水平距離による場合

1.25

（2）隣地境界線までの水平距離による場合

1.25

5. 縦覧場所

寒川町都市建設部都市計画課